

カリфорニア州北部地区連邦地方裁判所における 民事地方規則の改正について

——1000年の連邦民事訴訟規則改正に伴う事件管理手続の改正を中心として——

小松 良正

- 一 序論
- 二 連邦民事訴訟規則における事件管理手続
- 三 カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所における民事地方規則
- 四 わが国に与える示唆

一 序論

アメリカ合衆国では、一九九〇年に、迅速かつ低廉な民事紛争の解決を目的とした民事司法改革法 (Civil Justice Reform Act of 1990)⁽¹⁾ が成立した。⁽¹⁾この法律は、類型別事件管理、裁判官による早期の事件管理、ディスカヴァリの管理、および代替的紛争解決手続の利用をその柱とするものであり、各連邦地方裁判所に対し、試問グループ (advisory group) の援助の下で、民事裁判における遅延と費用の増加を解消するための一定の方策を採用することを義務付けた。⁽²⁾この法律は実験的性格を有するものであったため、その有効期間は七年とされた。また、この法律は、

合衆国司法会議 (Judicial Conference of the U. S.)⁽³⁾ が、議会に対し、訴訟の遅延と費用の増加を減少させるための方策について最終報告書を提出することを義務付けた。⁽³⁾ この法律の施行後、一九九三年には、連邦民事訴訟規則が改正され、ディスクロージャー（必要的開示）制度の採用、ディスカヴァリの制限（数量制限）、当事者の会合協議義務等を内容とした、民事訴訟の迅速化と低廉化に向けられた改正が行われた。⁽⁴⁾ もともと、この改正規則は、各連邦地裁の地方規則 (local rule) による大幅な除外を認めていたのであり、これは、主として、前述の民事司法改革法が、その有効期間中、各連邦地裁に対し、民事訴訟の遅延と費用の増加を解消するための様々な方策を実験するよう指示したことに基づく。その後、一九九七年には民事司法改革法がその有効期間を終了し、合衆国司法会議は、この法律の下における実験的な成果についての最終報告書を議会に提出した。⁽⁶⁾ このような状況の下、一九九八年には、各連邦地方裁判所が、その地方規則に基づいて、一定の方式のADRの利用を考慮しなければならないことを内容とした連邦ADR法 (Alternative Dispute Resolution Act of 1998) が成立した。⁽⁷⁾ また、11000年には、連邦民事訴訟規則二六条の改正が行われた。この改正は、初期ディスクロージャー (連邦民訴規則二六条 (a) 項)、ディスカヴァリ (同二六条 (b) 項)、ディスカヴァリの時期 (同二六条 (d) 項)、および当事者の協議義務 (同二六条 (f) 項) について、一九九三年改正規則が有していた地方規則による除外規定を削除し、原則としてすべての連邦地裁がこれらの規定を適用すべきものとした。⁽⁸⁾ また、ディスクロージャー義務の範囲を、開示当事者が自己の地位を支持するために利用する情報に限定し、ディスカヴァリの範囲を、原則として請求および防衛方法に関するものに限定し、またディスカヴァリの一つである証言録取書 (deposition) に時間制限を課し (連邦民訴規則二〇条 (d) 項)⁽⁹⁾、さらに当事者の会合協議義務を協議義務に変更する等の改正が行われた。⁽⁹⁾

これに対し、わが国においては、一九九八年に、新民事訴訟法が施行された。この法律は、争点整理手続の充実、

証拠収集手続の拡充、上告制度の改善、および少額訴訟手続の創設を内容とするものである。⁽¹⁰⁾ 特に、新民事訴訟法は、訴訟遅延を防止し、手続を迅速に進行させるため、当事者照会制度 (民訴二六二条) を新設し、また文書提出命令の範囲を拡大して (民訴二二〇条)、早期の情報収集およびこれに基づく証拠の収集を可能にするとともに、三種の争点整理手続、すなわち準備的口頭弁論 (民訴二六四条)、弁論準備手続 (民訴二六八条)、および書面による準備手続 (民訴二七五条) を用意し、早期に収集された証拠に基づいた徹底した争点整理を図ることとした。そして、民訴法は、これらの争点整理を前提とした集中証拠調べ (民訴一八二条) を規定し、訴訟が迅速に進行することを田指している。また、裁判所において、これまでにも実務上行われていた進行協議期日の制度を民訴規則上明文化するとともに (民訴規九五条)、第一回口頭弁論期日前における参考事項の聴取 (民訴規六一条) や、期日外証明の制度 (民訴一四九条) を明文化して、裁判所が訴訟手続を迅速に進めることができるよう配慮している。そして、現在、新民事訴訟法施行後三年を経過し、裁判所および弁護士会による新法施行後の訴訟運営の現状が報告されつつある状況にある。⁽¹¹⁾

本稿は、アメリカ合衆国における11000年の連邦民事訴訟規則の改正に対応して行われた、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所における民事地方規則の改正を報告することを目的とする。カリフォルニア州北部地区連邦地裁は、一九九〇年の民事司法改革法の下で、デモンストレーション地区に指定された裁判所の一つであり、革新的な事件管理とADR計画で知られている。⁽¹²⁾ 当北部地区連邦地裁は、デモンストレーション期間中に、それまでの実験的な成果に基づき、一九九五年に、連邦民事訴訟規則を補充するための民事地方規則を制定したが、⁽¹³⁾ 11000年の連邦民訴規則の改正に伴い、地方規則を全面的に見直し、⁽¹⁴⁾ 2000年1月1日から、新民事地方規則を施行した。そこで、本稿では、まず第一に、連邦民事訴訟規則における事件管理 (case management) 手続を概観し、第二に、カリフ

カルニア州北部地区における新民事地方規則の内容について検討する。やがて、最後に、北部地区における事件管理手続が、わが国における争点整理手続と比較検討し、わが国における手続について概要を述べる。

- (一) *See* Judicial Improvements Act of 1990, tit. I, Pub. L. No. 101-650, 104 Stat. 5096 (as amended Pub. L. No. 104-317, § 608, Oct. 19, 1996, 110 Stat. 3860).
- (二) *Id.*, tit. I, Pub. L. No. 101-650, § 103 (b) (2), 104 Stat. 5096 (as amended Pub. L. No. 104-317, § 608, Oct. 19, 1996, 110 Stat. 3860).
- (三) *Id.*, tit. I, Pub. L. No. 101-650, §§ 104 (d), 105 (c), 104 Stat. 5097-98 (as amended Pub. L. No. 104-317, § 608, Oct. 19, 1996, 110 Stat. 3860).
- (四) *See* FED. R. CIV. P. 26, Notes of Advisory Committee on 1993 Amendments, (LEXIS through changes received May, 2001). *連邦民訴規則*「六条におけるベクローハヤー（必取證聞令）」の下に、「大村雅彦「民事訴訟におけるベクローハヤード」」比較法雑誌「九巻」印一七頁（一九九五年）、平野 輝「アメリカ合衆国連邦民訴規則改定における機制的開示手続」判タハ三五印三六頁（一九九四年）、および小林秀之『新版・アメリカ民事訴訟法』一七〇頁以下（弘文館、一九九六年）を参照。
- (五) *Ibid.*
- (六) *See* JUDICIAL CONFERENCE OF THE UNITED STATES, THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990 FINAL REPORT, ALTERNATIVE PROPOSALS FOR REDUCTION OF COST AND DELAY ASSESSMENT OF PRINCIPLES, GUIDELINES & TECHNIQUES (1997), *reprinted in* 175 F. R. D. 62 (1997) [hereinafter JUDICIAL CONFERENCE REPORT]. その釋出書の趣旨は「トガリ、相手側の懇談会」（同上）である。
- (七) *See* Alternative Dispute Resolution Act of 1998, Pub. L. No. 105-315, § 3, Oct. 30, 1998, 112 Stat. 2993.
- (八) *See* Committee Note on the Amendment to Federal Rules of Civil Procedure, 192 F. R. D. 340, (2000).
- (九) *Ibid.*
- (十) 新民事訴訟法における主要な改正点について、法務省民事局参事官室編『一題一答新民事訴訟法』六頁以下（商事法務、一九九六年）、および中野貞一郎『解説新民事訴訟法』七頁以下（有斐閣、一九九七年）を参照。
- (十一) 東京地裁ほか「新民事訴訟法施行後の訴訟運営をめぐる懇談会（一）—（三）」判時「七」印三五印三頁、一七三印六頁、一七四印一頁（1100年）。
- (十二) *See* DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO THE JUDICIAL CONFERENCE COMMITTEE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAMS ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 133-169, 173-213 (FJC 1997). カリフォルニア州北部地区連邦地裁における民事司法改革の議題について、拙稿「カリフ・オルニア州北部連邦地方裁判所における民事司法改革の評価—連邦司法センターによる事件管理計画の評価を中心にして—」国土総法第「一」印一頁（一九九九年）、および同「カリフ・オルニア州北部連邦地方裁判所における民事司法改革の評価—連邦司法センターによるADRおよびマルチ・ナンシング・計画の議題を中心にして—」国土総法学「一」印一頁（1100年）を参照。
- (十三) *See* LOCAL RULES FOR THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF CALIFORNIA, CIVIL LOCAL RULES (1995).
- (十四) *See* LOCAL RULES FOR THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF CALIFORNIA, CIVIL LOCAL RULES (2001).

II 連邦民事訴訟規則における事件管理手続

連邦民事訴訟規則によれば、当事者は、訴状を裁判所に提出した後、必ず当事者間で、主としてベクローハヤー（ベクロー・ハヤー）スカヴァリの計画等を中心とした訴訟の進行計画について協議し（連邦民訴規則「六条（4）項」）、その協議に基づいた共同の計画書を裁判所に提出する。次に、当事者は、裁判所におけるスケジューリング協議（scheduling conference）を経て、裁判所に提出する。

カリ福・オルニア州北部地区連邦地方裁判所における民事地方規則の改正について（小松良正） 六七

ing conference)において、ディスクロージャーの実施時期やディスカヴァリの完了期限、および審理期日等といった主として訴訟の進行計画に関する事項について裁判所と協議を行う（同規則一六条（b）項）。裁判所は、この協議において定められた内容に基づいてスケデューリング命令（scheduling order）を発令する（同規則一六条（b）項）。その後、当事者は裁判所における最終審理前協議（final pretrial conference）において（同規則一六条（b）項）、最終的に審理の対象とされるべき争点および証拠について協議を行い、裁判所は、この協議に基づいて審理前命令（pretrial order）を発令する（同規則一六条（e）項）。審理は、この審理前命令において定められた争点および証拠に基づいて行われ、判決が言い渡されるとなる。⁽¹⁵⁾ そこで、本節では、まず初めに、連邦民事訴訟規則における事件管理手続の流れについて概観する」とにする。

1 当事者の協議義務（conference of parties: rule 26 (f)）

一九九三年に改正された連邦民事訴訟規則一六条（f）項は、当事者が、可能な限り早期に、かつ裁判所におけるスケデューリング協議開催の少なくとも一四日前に、または連邦民訴規則一六条（b）項に基づきスケデューリング命令が発令される前に、請求および防御方法の内容および根拠や、迅速な和解または紛争の解決について議論し、同規則一六条（a）項（1）の要求するディスクロージャー（必要な開示）を実施したまはその実施のための調整を行ない、またディスカヴァリ計画案を作成するため、会合協議しなければならない旨を規定した。この会合協議では、以上上の事項のほか、終局的判断を求めるモーションの提起時期や、審理期日をもその検討対象とすることができる。なお、この当事者間における会合協議義務（meet-and-confer requirement）は、各地方裁判所の地方規則（local rule）や裁判所の命令により免除することができぬものとされた。⁽¹⁶⁾

この連邦民事訴訟規則一六条（f）項は、その後から一九〇〇年に改正された。まず第一に、改正規則は、当事者の「会合協議」義務に代えて、当事者の「協議」義務を規定した。いくつかの裁判所がおかれた地理的条件が、当事者の直接の会合によるもたらされる効果をはるかに上回る費用を要求する場合があることを考慮したものである。⁽¹⁷⁾ 第二に、改正規則は、地方規則により訴訟事件について協議義務を免除することができた先の裁判所の権限を除去した。そして、連邦民訴規則一六条（a）項（1）（E）により初期ディスクロージャーを免除される一定の訴訟手続き、および裁判所の個別的な命令によってのみ、この義務を免除することができるものとされた。⁽¹⁸⁾ そして、第三に、当事者が協議を行うべき時期が、一九九三年改正規則では、同規則一六条スケデューリング協議開催の少なくとも一四日前とされていたが、この時期がそのスケデューリング協議の少なくとも一一日前に改正された。これは、裁判所が、スケデューリング協議またはスケデューリング命令の登録に十分に先だって、当事者による共同計画書の提出を受けることができるようとしたものである。⁽¹⁹⁾

2 ディスカヴァリの停止（rule 26 (d)）

一九九三年に改正された連邦民事訴訟規則一六条（d）項は、正式なディスカヴァリ（formal discovery）は、当事者が同規則（f）項の要求する会合協議を行うまでは、開始することができないと規定した。そして、これと異なる当連邦規則、地方規則、裁判所の命令、または当事者の合意がある場合は、ディスカヴァリを早期に開始することができるものとされた。地方規則が、ディスカヴァリを必要とする一定の訴訟事件について、規則一六条（f）項の会合協議義務を免除するときは、それはそれらの事件についてディスカヴァリを開始することができる時期を明記しなければならない。

一九八〇〇〇年の連邦民事訴訟規則²¹一六条（d）項の改正規定は、地方規則により、訴訟事件について、同条（f）項の定める協議前におけるディスカヴァリの停止を免除する先の権限を削除したが、同条（a）項（1）（E）により初期ディスクロージャーを免除される一定類型の訴訟手続については、（d）項の対象から除外した。²⁰当事者は、このディスカヴァリの停止に従わないことを同意できるし、また裁判所も個別の訴訟事件において、同様の命令を発令することができるが、その停止を変更するスタンディング・オーダー（standing order）を定めることはできないものとされている。²¹

3 共同計画書の提出（rule 26（f））

一九九三年改正の連邦民事訴訟規則²²一六条（f）項によれば、当事者は、同項の定める会合協議から一〇日以内に、裁判所に共同のディスカヴァリ計画書の案を提出しなければならない。その計画書は、以下の事項についての当事者の見解と提案を示さなければならないものとされている。これらの事項には、（1）連邦民訴規則²³一六条（a）項（1）に基づくディスクロージャーを実施した時期、または実施予定の時期に関する報告を含め、同規則（a）項または地方規則の定めるディスクロージャーの時期、方式、またはその要件に関する変更、（2）ディスカヴァリを必要とする事項、ディスカヴァリの完了日、およびディスカヴァリを段階的に（in phases）行い、または特定の争点に限定しもしくは焦点を当てて行う必要性、（3）当連邦規則または地方規則に基づくディスカヴァリの制限の変更、およびその他の制限、（4）同条（c）項または一六条（b）項及び（c）項に基づき裁判所が登録すべきその他の命令、が含まれる。訴訟当事者は、ディスカヴァリ計画書案の内容について、誠実に合意に達するよう試みることを期待されており、もし彼らがその計画書のすべての事項について合意に達することができないときは、裁判所に提出

する報告書は、合意に達した事項、および合意できなかつた事項につき当事者双方の対立する提案を示すべきものとされている。

なお、一九八〇〇〇年の連邦民事訴訟規則²⁴一六条（f）項の改正規定は、ディスカヴァリ計画書案の提出時期を変更し、同項の定める当事者の協議から一四日以内に、裁判所に計画の概要を記した報告書を提出すべきものとした。この点は、前述の会合協議の時期に関する改正と併せ、裁判所が、スケデューリング協議またはスケデューリング命令の登録に十分に先だって、共同計画書の提出を受けることができるようとしたものである。²⁵

4 スケデューリング協議（scheduling conference：rule 16（b））

一九八三年の連邦民事訴訟規則²⁶一六条（a）項の改正規定は、裁判所による審理前の事件管理の必要性の観点から、スケデューリングと事件管理が審理前手続の明確な目的であることを規定した。²⁷これに対応して、同条（b）項は、審理前手続の一つとして新たにスケデューリング協議の制度を規定した。裁判官、地方裁判所規則により権限を付与されたマジストレイト裁判官、および当事者は、呼出状および訴状の受理から一二〇日以内に、スケデューリング協議の開催を求めることができる。スケデューリング協議の開催は、次に述べるスケデューリング命令と異なり、必要なものとはされていない。しかし、訴訟当事者と司法官との直接の会合がもたらす利益に鑑みれば、規則²⁸一六条協議は、可能な限り、ディスカヴァリを実施するすべての訴訟事件において実施されるとされている。改正規則は、改正前の規則よりも一層広範囲な審理前の事件管理を奨励しているので、多くの訴訟事件において、二回以上の協議の開催が行われるであろう。規則²⁹一六条（e）項の規定は、この可能性を予定しており、これに対応して单一の訴訟事件について、二回以上の審理前命令（pretrial order）が発令される可能性をも承認している。もしスケ

デューリング協議が上述の期間内に定められず、またその訴訟事件が地方規則により除外されていないときは、スケジューリング命令は、規則一六条（b）項に基づいて、直接の面接に代え、電話または郵便物により当事者と一定のコミュニケーションを行った後に発令されなければならない。⁽²⁶⁾

5 スケジューリング命令 (scheduling order : rule 16 (b))

裁判官、および地方裁判所規則により権限を付与されたマジストレイト裁判官は、規則一六条（f）項に基づいて当事者から報告書を受領した後、または、スケジューリング協議、電話、郵便物またはその他の適切な方法により、当事者を代理する弁護士等と協議した後、（1）他の当事者の併合およびプリーディングの修正、（2）モーションの提起、および（3）ディスカヴァリの完了、のための期限を定めるスケジューリング命令を登録しなければならない。わいふん、この命令は、（4）規則一六条（a）項および（e）項（1）に基づくディスクロージャーの実施の時期の変更、および許容されるディスカヴァリの範囲の変更、（5）審理前の協議、最終審理前協議、および審理の期日、および（6）この訴訟事件の状況において適切なその他の事項、を含むことができる。この制度は、一九八三年の連邦民事訴訟規則一六条の改正により採用され、その際、スケジューリング命令は、必要なものとされた。⁽²⁷⁾ 一九九三年の連邦民事訴訟規則の一六条（b）項の改正により、スケジューリング命令は、可能な限り早期に、かつ被告の出廷から九〇日以内で、訴状の被告への送達から一〇〇日以内に発令されるべきものとされた。⁽²⁸⁾ この命令により定められるスケジュールの変更は、十分な理由（good cause）を示し、かつ地方裁判所裁判官の許可がある場合か、または地方規則に基づきマジストレイト裁判官の許可がある場合に許される。また、当事者がスケジューリング命令に違反するときは、裁判所は、一定の制裁を命じねばならない（連邦民訴規則一六条（f）項）。

6 最終審理前協議 (final pretrial conference : rule 16 (d))

以上のような手続を経て、最終審理前協議が開催されるに至る。最終審理前協議は、その訴訟事件の状況に応じて相応な、審理期日に近接した期日に開催されなければならない。この協議に参加する者は、証拠の許容性（admission of evidence）を促進する計画を含めた、審理計画（plan for trial）を策定しなければならない。この協議には、審理において各当事者を代理する弁護士の少なくとも一名が参加しなければならない。

7 審理前命令 (pretrial order : rule 16 (e))

最終審理前協議に基づく、審理前命令（pretrial order）が発令される。この最終審理前協議後の審理前命令の変更是、明白な不正義（manifest injustice）を防止する必要がある場合にのみ許される。そして、この命令はその訴訟のその後の過程を規律するものとされる。当事者が審理前命令に違反するときは、裁判所は、一定の制裁を命じねばならない（連邦民訴規則一六条（f）項）。

(15) ハメリカの連邦民事訴訟手続における事件管理手続については、大村雅彦「民事訴訟におけるディスクロージャーについて—連邦民事訴訟規則における開示合理化の改革—」比較法雑誌一九卷一弔一〇以降（一九九五年）が詳細である。

(16) See F.D.R.Civ.P. 26, Notes of Advisory Committee on 1993 Amendments, (LEXIS through changes received May, 2001).

(17) See Committee Note on the Amendments to Federal Rules of Civil Procedure 26 (f), 192 F. R. D. 340, 393 (2000). See also F.D.R.Civ.P. 26, Notes of Advisory Committee on 2000 Amendments, (LEXIS through changes re-

ceived May, 2001).

- (18) See Committee Note on the Amendments to Federal Rules of Civil Procedure 26 (f), 192 F. R. D. 340, 392 (2000).

(19) See *id.* at 393. 運転民謹規則[六條(一)] 哪の協議義務は「*」は、浅香田幹『アメニカ民事手続法』九四頁（弘文堂、11000出）’大村・前掲注（15）比較法雑誌[九卷111頁以降]、ねむる、平野・前掲注（4）判タハ115即同1頁を参照。*

- (20) See *id.* at 392.

(21) *Ibid.* カリフォルニア州北部地区連邦地裁の新民事地方規則[一]五 (一) は、スタンディング・オーダーを次のよハに定義する。「地方規則」[一]五 (一) 各裁判官によるスタンディング・オーダー (Standing Order of Individual Judges)・『バタント・ヤング・オーダー』とは、その裁判官に配当され、あるクラスまたはカトロリーの訴訟または手続上の行為に適用される裁判官の命令である。当事者が、スタンディング・オーダーの違反に対し制裁を受け前は、その当事者に適用を受けたスタンディング・オーダーの通知を行つ」とが、当裁判所の方針である。当地方規則の「*」は、裁判官が、当地方規則または連邦規則の規定しない事項に適用されるスタンディング・オーダーを発令することを妨げない」。*

- (22) See Committee Note on the Amendments to Federal Rules of Civil Procedure 26 (f), 192 F. R. D. 340, 393 (2000).

(23) See FED. R. Civ. P. 16, Notes of Advisory Committee on 1983 Amendments, (LEXIS through changes received May, 2001). 一九八二年および一九九一年の連邦民謹規則[六條の改正の意義]について、小林・前掲注（4）1ベ11頁以降を参照。

- (24) See FED. R. Civ. P. 16, Notes of Advisory Committee on 1993 Amendments, (LEXIS through changes received May, 2001). 一九九一年の連邦民謹規則[九卷111頁以降]を参照。

(25) See FED. R. Civ. P. 16, Notes of Advisory Committee on 1983 Amendments, (LEXIS through changes received May, 2001).

- (26) *Ibid.*

(27) *Ibid.* 大村・前掲注（15）出教法雑誌[九卷111頁以降]を参照。

(28) See FED. R. Civ. P. 16, Notes of Advisory Committee on 1993 Amendments, (LEXIS through changes received May, 2001).

(29) See FED. R. Civ. P. 16, Notes of Advisory Committee on 1983 Amendments, (LEXIS through changes received May, 2001). バケル・マニハク命令は、⁽³⁰⁾ 裁判手続の時期に登場するもの、「十分な理由」による基準は、「理由が不公平」(manifest injustice) または「相手の困難」(substantial hardship) の基準によるものと想定されるべきである。

II カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所における民事地方規則

カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所では、連邦民事訴訟規則を補充するものを民事地方規則(Civil Local Rules) とし、最初一九九五年に施行され、その後数度の改正を経たが、一九九〇年の連邦民事訴訟規則の改正に伴い、全面的な改正が行われるに至った。そして、改正された新民事地方規則は、一九九〇年一月に施行されないままだ。専ら、本節では、一九九五年施行の旧民事地方規則と、一九九〇年施行の新民事地方規則における事件管理(case management) 手続を比較検討するに留める。

1 民事地方規則の構成

一九九五年施行の旧民事地方規則[一]六(事件管理および審理前協議)は、次のような構成をもつていた。⁽³¹⁾ すなわち、規則[一]六一(事件管理)、[一]六一(事件管理スケジュール)、[一]六一(正式なディスクロージャー)、[一]六一(主任弁護士の合意協議)、[一]六一五(初期ディスクロージャー)、[一]六一六(特許訴訟におけるディスクロージャー)

カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所における民事地方規則の改正について(小松良正) 七五

一 および審理前手続)、一六一七 (特許訴訟において主張されるクレームおよび先行技術に関する初期ディスクロージャー)、一六一八 (宣言的判決を求める特許訴訟における初期ディスクロージャーの要件)、一六一九 (特許訴訟におけるクレーム解釈ヒアリング)、一六一一一 (ADR協議証明書)、一六一一三 (事件管理書面および命令書案)、一六一一四 (事件管理協議)、一六一一五 (審理前協議)、である。

これに対し、一〇〇一年施行の新民事地方規則は、旧民事地方規則一六一六から一六一一一までの特許訴訟に関する規定を、独立の特許地方規則 (Patent Local Rule) に移行⁽³²⁾させた。新民事地方規則一六 (事件管理および審理前協議) の構成は、次の通りである。すなわち、規則一六一一 (定義)、一六一一一 (初期事件管理協議を定める命令)、一六一三 (主任弁護士の協議義務)、一六一四 (破産上訴に関する手続)、一六一五 (行政記録に基づく審査を求める訴訟に関する手続)、一六一六 (合衆国債務取立訴訟に関する手続)、一六一七 (その他の免除事件に関する手続)、一六一八 (北部地区における代替的紛争解決)、一六一九 (事件管理書面および命令書案)、一六一一〇 (事件管理協議)、である。

2 事件管理の定義

一九九五年施行の旧民事地方規則 (以下、旧民事地方規則とよぶ) は、規則一六一一 (b)において、事件管理の定義に関する規定を置き、一〇〇一年施行の新民事地方規則 (以下、新民事地方規則とよぶ) 一六一一もほぼこれと同様の規定を置く。新規則は、次のように定める。

新民事地方規則一六・事件管理および審理前協議

地方規則一六一一・(定義)

連邦民事訴訟規則一六条及び二六条における「スケデューリング」協議、「ディスカヴァリ」協議、または「ステイタス」協議は、当裁判所においては「事件管理協議」(case management conferences) と呼ぶものとする。その協議に関連して準備されるすべての書面、命令書の提案、およびその他書類は、その名称により言及されなければならない。

なお、旧規則は、「正式なディスカヴァリ」とは、連邦民訴規則二六条から二七条に定めるディスカヴァリを含むとの定義を置いていた。

3 事件管理スケデュール

旧民事地方規則一六一一 (a) は、訴状が受理された時点において、除外された訴訟事件を除き、裁判所書記官 (clerk) は、その訴状を提出した当事者に対し、初期事件管理スケデュールを交付しなければならない、と規定した。そして、この初期事件管理スケデュールは、被告に対する送達、主任弁護士による会合協議、初期ディスクロージャー、ADR協議証明書の提出、事件管理書面の提出、および初期事件管理協議の各期限を定めるものとされた。⁽³³⁾

これに対して、新民事地方規則一六一一 (a) は、裁判所が、初期事件管理協議の期日を定め、またADR協議証明書の提出期限を定める命令を発令するものと規定している。新民事地方規則一六一一の規定は、次の通りである。

新地方規則一六一一・(初期事件管理協議 [最初の事件管理協議] を定める命令)

(a) 命令の発令および送達 連邦民訴規則およびこの地方規則により除外される訴訟事件の類型を除き、裁判所は、訴状が提出され受理されたときは、その訴状を提出した当事者に対して、初期事件管理協議を定める命令を

発令するものとする。その命令は、初期事件管理協議の期日（配点を受けた裁判官が事件表上利用しうる最初の期日であり、かつ訴状の受理から一一〇日以内）を定めるものとし、またADR地方規則四条による拘束力を持たない仲裁に付託された訴訟事件を除き、民事地方規則一六一八（b）により要求されるADR協議証明書の提出期限を定めるものとする。この命令書のコピーは、民事地方規則四一一の定める補充的資料とともに、原告から各被告に対して送達されなければならない。

（b）州裁判所からの移送事件（Removed Cases）に関する事件管理スケデュール　訴訟事件が州裁判所から当裁判所に移送されるときは、移送の通知の受理に基づき、裁判所は、移送申立てをした当事者（removing party）に対して、（a）項の定める初期事件管理協議を定める命令を発令するものとする。その当事者は、その事件における他の当事者に対して、命令書のコピーおよび民事地方規則四一一の定める補充的資料を送達しなければならない。裁判所が別段の命令を発令しない限り、差戻しの申立て（motion for remand）⁽³⁴⁾の受理は、当事者に対する当規則上のいかなる義務をも免除するものではない。

（c）連邦裁判所からの移送事件（Transferred Cases）に関する事件管理スケデュール　民事訴訟事件が連邦裁判所から当裁判所に移送されるときは、裁判所は、原告に対して（a）項の定める初期事件管理協議を定める命令を発令するものとする。原告は、その訴訟事件における他の当事者に対して、その命令書のコピーおよび民事地方規則四一一が定める関連した補充的資料を送達しなければならない。

（d）事件管理スケデュールに対する救済　民事地方規則七条に従い配点を受けた裁判官に申立書を送達しかつ提出することにより、当事者は（後にその訴訟に加わった当事者をも含む）、連邦民訴規則一六条、二六条、または初期事件管理協議を定める命令により課される義務に対する救済を求めることができる。その申立ては、

（1）その要求を支持する事情を述べ、

（2）申立て当事者の弁護士が、その他のすべての弁護士と協議し、その事項について合意に達するよう努力したことなどを主張し、かつ、各当事者について、その当事者が救済の要求を支持するか反対するかを報告し、

（3）修正された事件管理スケデュール案を添付し、かつ

（4）その訴訟事件のADR手続またはスケデュールにおいて必要とされる変更を指摘しなければならない。

（e）合意の制限　事件管理協議の期日を変更する合意は、その協議のために設定された期日前においては、配点を受けた裁判官の許可が無ければ効力を有しないものとする。合意は、民事地方規則七一一に従わなければならぬ。

4 主任弁護士による協議義務

前述のように、一九九三年改正の連邦民事訴訟規則一六条（f）項は、裁判所におけるスケデューリング協議の前に、当事者同士が会合協議を行い、主としてディスカヴァリの計画等を中心とした事項について議論することを要求した。旧民事地方規則も、この連邦規則一六条（f）項の規定を受け、次のように定めた。すなわち、

旧地方規則一六一四・主任弁護士による会合協議義務（Meet and Confer by Lead Trial Counsel）

別段の命令がなされない限り、事件管理スケデュールに示された期間内に、主任弁護士は、自ら直接に会合し、連邦民訴規則一六条（f）項および民事地方規則一六一五から一六一八に規定される事項について協議しなければならない。

この会合協議セッションにおいて協議される事項は、連邦民訴規則一六条（f）項において規定される事項、およ

び民事地方規則一六一五（初期ディスクロージャー）、一六一六（ADR協議証明書）、一六一七（事件管理書面および命令案）、一六一八（事件管理協議）である。⁽³⁵⁾これに対し、一〇〇〇年改正の連邦民事訴訟規則二六条（f）項は、前述のように、当事者の「会合協議」義務を「協議」義務に変更したため、新地方規則もこれに対応して、当事者の会合協議義務を協議義務に変更し、次のように規定した。すなわち、

新地方規則一六一三・主任弁護士による協議義務（Lead Trial Counsel Required to Confer）

別段の命令がなされない限り、連邦民訴規則二六条（f）項およびADR地方規則二一五により命じられる協議および計画は、各当事者の主任弁護士により行われなければならない。

また、新地方規則一一五（n）は、連邦民訴規則二六条（f）項の改正に伴い、会合協議の意味を、次のように定義している。すなわち、「会合協議」または「協議」とは、特定の規則または裁判所の命令により要求される争点について、直接に意見を交換し、誠実に協議することを意味する。裁判所の地方規則または命令が別段の定めを置かない限り、その意見交換は、電話により行うことができる。しかしながら、単に、書面による、電子的な、またはヴィオイス・メールによる意見の交換は、「会合協議」または「協議」の要件を満たさない。むしろ、この要件は、差し向かいの会合または電話による会話のような、直接の対話と協議によってのみ、充足することができるものである。⁽³⁷⁾

5 事件管理手続の対象から除外される事件

一〇〇〇年の連邦民事訴訟規則二六条の改正により規定された（a）項（1）（E）は、八種類の事件が初期ディスクロージャーの対象から除外されるものと規定する。⁽³⁸⁾このリストの目的とは、ほとんどまたは全くディスカヴァリが実施される可能性がないか、または、初期ディスクロージャーの実施が、効果的な事件の展開に貢献する可能性がないような事件を確定することにある。⁽³⁹⁾このリストは、多くの裁判区において、地方規則（local rule）により連邦民訴規則一六条の適用、および同一六条（f）項の協議義務の対象から除外された事件の類型を調査して定められた。この（a）項（1）（E）に規定される手続の類型は、また、（f）項の協議義務、および（d）項のディスカヴァリの停止の対象からも除外されている。⁽⁴⁰⁾これらの事件についてディスカヴァリを開始することは、なんら制限されていないが、そのような機会を認めることが濫用をもたらすことは予想されていない。なぜなら、そのような事件では、ほとんどまたは全くディスカヴァリが実施される可能性はないからである。⁽⁴¹⁾この（a）項（1）（E）が規定する、除外の対象となる手続の列举は限定的であり、裁判所の個別的な命令により、初期ディスクロージャーを変更することは免除することができるが、一般的な免除を生じさせる地方規則またはスタンディング・オーダーは、無効なものとされる。⁽⁴²⁾旧地方規則は、これとほぼ同様の規定を置いていたが、新地方規則は、これらのうち、以下のように、いくつかの事件について手続の特則を定める規定を置いている。

地方規則一六一四・破産事件の上訴に関する手続

破産事件の上訴においては、上訴人は、書記官による上訴用記録（record on appeal）の受理から一〇日以内に、上訴趣意書（brief）を送達しきつ提出しなければならない。被上訴人は、上訴人による上訴趣意書の送達を受けた日から一〇日以内に、二五頁を超えない準備書面を送達しきつ提出しなければならない。上訴人は、被上訴人の準備書面の送達から一〇日以内に二五頁を超えない反対準備書面（reply brief）を送達しきつ提出することができる。別段の命令がなされない限り、この準備書面によるスケデュール完了に基づき、その事項は、口頭弁論を経ることなく、配点を受けた地方裁判所裁判官による裁判に委ねられたものとみなされる。

地方規則一六一五・行政記録に基づく審査を請求する訴訟の手続

行政記録に基づく地方裁判所の審査を請求する訴訟では、被告は、呼出状および訴状の送達を受けた日から九〇日以内に、行政記録の認証謄本（certified copy）とともに、答弁書を送達しがち提出しなければならない。被告の答弁書を受けた日から三〇日以内に、原告は、民事地方規則七一一および連邦民訴規則五六条に基づき、事実審理省略判決の申立てをしなければならない。被告は、原告の申立書の送達から三〇日以内に、反論書（opposition）または反対申立て（counter-motion）を送達しがち提出しなければならない。原告は、被告の反論書または反対申立ての送達から一四日以内に、反対訴答書面（reply）を送達しがち提出しなければならない。別段の命令がなされない限り、この書面スケデュールの完了に基づき、その事件は、口頭弁論を伴わない地方裁判所による裁判に付されたものとみなされる。

地方規則一六一六・合衆国債務取立事件における手続

これらの訴訟事件は、次のように進行するものとする。

(a) 識別　　訴状の最初の頁は、「債務取立事件」という用語を使用して、その訴訟を識別しなければならない。

(b) 配点　　訴状の提出および受理に基づき、その事件は、すべての審理前手続のために、マジストレイト裁判官に配点される。および、

(c) 取立手続　　もし合衆国が連邦債務取立手続法に基づき判決前または判決後に、申立書（application）を提出するときは、その事件はマジストレイト裁判官に配点される。

地方規則一六一七・その他の免除事件における手続

当地方規則において別段の定めがなされない限り、連邦民訴規則一六条（a）（1）（E）により同規則一六条

(a) (1) の初期ディスクロージャーの要件を免除される訴訟事件の類型については、訴訟の開始後すぐに、配点を受けた裁判官は、事件管理協議を計画し、またはその協議を開催せずに事件管理命令を発令する。それらの事件については、ディスカヴァリは、事件管理命令において裁判官が承認した期間および程度においてのみ行われるものであり、新民事地方規則一六一二も、同様に、当事者間の協議事項の一つとして、ADRの協議を行うことを定めている。

6 代替的紛争解決手続（ADR）

旧地方規則一六一四是、前述のように、裁判所における事件管理協議期日の前に、当事者が会合協議セッションを開催すべきことを規定しており、そのセッションにおける協議事項の一つとして、ADRの協議を挙げている。このような事件管理手続とADRとの統合（訴訟内ADR）は、訴訟事件の迅速・低廉な解決をはかることを目的としたものであり、新民事地方規則一六一二も、同様に、当事者間の協議事項の一つとして、ADRの協議を行ふことを定めている。

なお、一九九八年の連邦ADR法の制定に伴い、一九九五年施行の旧ADR地方規則に代わり、新ADR地方規則が、一〇〇〇年五月一日から施行された。⁽⁴⁴⁾ このADR地方規則二一一によれば、訴訟事件は、原則として、その受理後、一定の要件に基づき、拘束力のない仲裁手続（ADR地方規則四一一）か、ADRマルティ・オプション計画（ADR地方規則二一一）に自動的に付託されるものとされる。⁽⁴⁵⁾ このうち、後者のADRマルティ・オプション計画とは、当事者が、裁判所の提供する拘束力のないADR手続（仲裁、早期中立的評価、または調停）のうちの一つ、または裁判官の許可に基づき、民間ADRのいずれかの利用を要求されることが前提とされる（推定される）ものである。⁽⁴⁶⁾ この他、当事者の合意、申立て、または命令に基づくADRへの付託も認められる（ADR地方規則二一一）。

(b))。

地方規則一六一八・北部地区における代替的紛争解決手続（ADR）

(a) ADRに関する当地区的政策 民事訴訟に関与する当事者が、彼らの紛争を適正、適時かつ費用効果的な方法で解決することを援助す^ルるが当裁判所の政策である。当裁判所は、それ自身の代替的紛争解決（ADR）計画を創設し、かつ利用可能なものとしており、それについて当裁判所は地方規則を公布した。裁判所はまた、民事訴訟の当事者が、民間法人（private entity）の経営するADR計画の利用を考慮することも奨励する。訴訟が受理された後いざれの時点においても、裁判所は、それ自身のイニチアティヴによりまたは一人もしくはそれ以上の当事者の要求に基づき⁽⁴⁷⁾、その事件を裁判所におけるADR計画の一つに付託し、または裁判官の主催する和解協議に付託す^ルることが可能。

(b) ADR協議証明書（ADR Certification） ADR地方規則四により拘束力をもたない仲裁に付託された事件を除いて、別段の命令がなされないとときは、初期事件管理協議を定める命令に明記された期限内に、弁護士および依頼人は、ADR協議証明書に署名し、これを送達しかつ提出し、ADR担当部（ADR unit）にそのコピ^ーを提出しなければならない。その証明書は、この目的のために裁判所が確立したフォームに基づき、かつ裁判所の承認した指示に従い作成されなければならない。依頼人が政府または政府機関であるときは、その証明書は、民事地方規則三一九(c)の要件を満たす者の署名を必要とする。弁護士および依頼人は、その双方が、

(1) 「カリфорニア北部地区における紛争解決手続」という表題のハンドブック、または当地方規則の遵守に必要なものとしてサイトに明示された、ADRインターネットサイト（www.adr.cand.uscourt.gov）上の部分を通読したこと、

(2) 裁判所および民間法人（private entities）が提供する利用可能な紛争解決オプションについて協議したこと、および

(3) 彼らの事件が、いざれかの利用可能な紛争解決オプションから利益を得るかどうかを検討したこと、を証明しなければならない。⁽⁴⁸⁾

(c) ADR手続に対する合意またはADR電話協議の必要性の通知 弁護士は、裁判所の確立したフォームに基づいた「ADR手続選択の合意および命令案」または「ADR電話協議の必要性の通知」を、ADR協議証明書に添付しなければならない。⁽⁴⁹⁾ この証明書および通知のフォームの見本は、この地方規則の補遺に含まれており、ADRインターネット・サイト（www.adr.cand.uscourts.gov）により、アクセスすることができる。ADR担当部に提出されるべき証明書または通知のフォームのコピーは、ADR担当部にファックス（415-522-4112）やれるか、またはサンフランシスコの裁判所庁舎にある書記官事務所に郵送されもしくは直接交付（hand-delivered）されなければならない。

7 共同の事件管理書面

旧民事地方規則一六一三によれば、当事者は、会合協議セッションの後、事件管理スケデュールにおいて定められた期間内に、会合協議セッションにおける協議の対象とされた事項について、裁判所に対し共同の事件管理書面、および命令書案を提出しなければならないものと規定された。また、共同書面の準備が不当な困難を生じさせるときは、当事者は、個別の書面を送達しかつ提出すべきものとされ、各書面がその不当な困難を生じさせる事由を述べなければならぬものとされた。新民事地方規則一六一九も、これとほぼ同様の規定を置く。ただし、共同の事件管理

書面の提出時期は、新民事地方規則では、連邦民事訴訟規則一六条(f)項の定める期間内、に変更された。⁽⁵⁰⁾なお、

新民事地方規則一六一一〇(c)は、旧民事地方規則と同様、初期事件管理協議に引き続き、後続の事件管理協議が開催される可能性を肯定しており、この場合も、その後続の事件管理協議開催の遅くとも一〇日前に、当事者は、共同の事件管理書面を提出しなければならないものとされている（新地方規則一六一一〇(d)）。新地方規則一六一一九は、次のように定める。

地方規則一六一一九・事件管理書面および命令案（Case Management Statement and Proposed Order）

(a) 共同のまたは個別の事件管理書面（Joint or Separate Case Management Statement） 別段の命令がなされない限り、連邦民訴規則一六条(f)項の定める期間内に、弁護士は、共同の報告書である事件管理書面および事件管理命令書案（すべてを含めた单一の書面）を、裁判所の定めたフォームにより提出しなければならない。もし、共同の書面の準備が不当な困難を生じさせるとときは、当事者は、個別の書面を送達しかつ提出することができる、各書面がその不当な困難を生じさせる事由を述べなければならない。ADR地方規則二によりADRマーティ・オプション計画に割り当てられ、またはADR地方規則四により仲裁に割り当てられたすべての事件では、弁護士は、「ADR担当部」のためのコピーと表示された、事件管理書面の追加のコピーを提出しなければならない。

(b) クラス・アクションにおける事件管理書面 訴訟事件をクラス・アクションとして提起することを求める当事者は、民事地方規則一六一一九(a)の要求する事件管理書面に、以下の追加的な情報を含めなければならぬ。すなわち、

- (1) その訴訟をクラス・アクションとして提起することができる連邦民訴規則一二三条の一一定の条項、
- (2) 代表して訴訟が提起されるクラスまたは数クラスの記述、

(3) 当事者がその訴訟を連邦民訴規則一二三条(a)項及び(b)項により提起することができる」とができることを示す事實、および

(4) その訴訟がクラス・アクションとして提起できるかを裁判所が考慮する予定日

8 事件管理協議および事件管理命令

当事者間における協議（旧地方規則では会合協議）、およびこれに基づく共同の事件管理書面の裁判所への提出後、裁判所において初期事件管理協議（最初の事件管理協議）が開催される。協議の開催時期が、旧地方規則一六一一四(a)では、事件管理スケジュールに定められる期間内とされていたが、新地方規則一六一一〇(a)では、事件管理協議を定める命令において定められる期間内と規定された点を除けば、規定の内容はほぼ同一である。この協議は、連邦民訴規則上は、スケジューリング協議（scheduling conference）とよばれる（連邦民訴規則一六条(b)項）。裁判所は、この事件管理協議における協議の結果に基づき、事件管理命令を発令する。この命令は、連邦民訴規則上は、スケジューリング命令（scheduling order）とよばれる（連邦民訴規則一六条(b)項）。事件管理命令において定めるべき事項は、当事者の併合およびプリーディングの修正の期限、モーション提起の期限、ディスクロージャーおよびディスクヴァリの計画、ディスクヴァリの制限、およびADRへの付託であり、この他地方規則に列挙される事項も、その対象とすることができます。なお、初期事件管理協議の後、場合により後続の事件管理協議が開催され、そして最後に最終審理前協議が開催されることになる。この場合、旧民事地方規則一六一一四(d)によれば、後続の審理前協議においても、その協議の前に当事者は会合協議を行い、事件管理書面を裁判所に提出することを要求され、後続の事件管理協議の終了後、事件管理命令が発令される。また、最終審理前協議においても、その協議の前に

当事者は会合協議を行い、最終審理前協議書面を提出する」といわれ、この最終審理前協議の後、最終審理前命令が発令されるものとしていた（旧民事地方規則一六一五（a）（b））。このような手続の流れは、新民事地方規則においても基本的に同様であると思われる。ただし、新地方規則一六一〇（d）は、後続の事件管理協議開催前ににおける共同の事件管理書面の提出を規定するが、当事者間の協議義務に觸及していない。

地方規則一六一〇・事件管理協議（Case Management Conference）

（a）初期事件管理協議（最初の事件管理協議：Initial Case Management Conference）

別段の命令がなされない限り、初期事件管理協議を定める命令に示された期間内に、裁判所は初期事件管理協議を行ふ。事件の配点を受けた地方裁判所裁判官は、マジストレイト裁判官に対して初期事件管理協議を行い、およぶ28U.S.C. § 636に従い、その事件におけるその他の審理前手続を行うよう指示することができます。裁判官により許可される場合を除いて、各当事者の主任弁護士が、初期事件管理協議に参加しなければならない。電話による協議への参加の要求は、その協議の少なくとも五日前に、または配点を受けた裁判官のスタンディング・オーダー（Standing Order）に従い、提出、受理されかつ送達されなければならない。

（b）事件管理命令（Case Management Orders）

事件管理協議の後、裁判官は、事件管理命令を発令し、または当事者の提出した共同の事件管理書面および命令案に署名する。この命令は、連邦民訴規則一六条（b）項に従い、かつその事件における主要な争点を確認し、当事者の併合およびプリーディングの修正の期限を確定し、審理前の段階で早期に考慮されるべきモーションの提起の日程を確認しきつ定め、ディスクロージャーおよびディスカヴァリの計画を確定し、ディスカヴァリに適切な制限を置き、また事件をADRに付託（付託が不適当な場合を除く）しなければならない。わざと、初期事件管理命令または後続の事件管理命令において、裁判所は、以下の

事項に関する期限を定めなければならない。すなわち、

- （1）ADR手続の開始および完了、
- （2）連邦民訴規則一六条（a）（2）に基づく、予定される専門家証人（expert）またはその他の意見証人（opinion witnesses）のディスクロージャー、およびその補充、
- （3）審理前のディスカヴァリおよびディスクロージャーの完了、
- （4）審理前のモーションのヒアリング、
- （5）弁護士が、共同の最終審理前協議書面（joint final pretrial conference statement）、命令案（proposed order）、および証拠物（trial exhibits）ならびに他の資料を、調整した上で提出するための準備を行う会合協議（meet and confer）、
- （6）共同の最終審理前協議書面および命令案の提出、
- （7）弾劾または反証（rebuttal）の場合を除き、提出されるすべての証拠物のコピーおよび審理において使用されるすべての表、要約書面、図面、ならびにグラフのコピーを含む、証拠物およびその他の資料の提出。予定される各証拠物は、識別のためあらかじめ印を付されなければならない。要求に基づき、当事者は、証拠物の原本または基礎をなす書類を、閲覧または謄写のため利用させなければならない。
- （8）手続上および証拠上の争点を含め、すべての重要な争いある法律上の争点に関する準備書面の送達および提出、
- （9）陪審事件では、要求された陪審資格に関する準備尋問（voir dire questions）、陪審に対する説示、および評決の方程式の送達および提出、または、非陪審事件（court cases）では、事実認定および法律上の結論に

関する提案書の送達および提出、

- (10) 審理において提出される予定の、証明録取書からの引用（証人、頁数、および線による指示を明記）、質問書に対する回答からの引用、及び由由の請求に対する回答からの引用を示す書面の送達及び提出（弾劾または反証のためのものを除く）、

- (11) 提案された証言または証拠物に関する証拠方法に異議のある当事者が、その異議の解決について相手方当事者に助言しかつ協議しなければならない日、

- (12) 最終審理前協議、および提案された証言または証拠物に対する異議の解決を考慮するその他の必要な裁判所のヒアリング、

- (13) 審理期日および審理スケジュール、

- (14) その訴訟事件がクラス・アクションとして提起されるかどうかの判断、および

- (15) 複雑訴訟マニュアル (Manual for Complex Litigation) に示された手続の利用を含む、事件の管理において適切なその他の活動

- (c) 後続の事件管理協議 (Subsequent Case Management Conference) 連邦民訴規則16条に従い、配点を受けた裁判官またはマジスチューム裁判官は、職権でもまたは合意による請求もしくは申立てに基いても、訴訟係属中、後続の事件管理協議を計画する」とがである。各当事者は、この後続の事件管理協議において、検討の対象となる事項における権限を有する弁護士による代理をねだらねばならぬ。

- (d) 後続の事件管理書面 (Subsequent Case Management Statements) 別段の命令がなされない限り、後続の事件管理協議の少なくとも10日前に、当事者は、「共同の」事件管理書面を提出し、最後の書面が提出され

れて以後の進展または変更を報じ、今後の事件の展開のための手続について提案を行わなければならぬ。その書面は、何いかの方程式ADR利由の適用性に関する当事者の意見を報じしなければならぬ。

(33) See LOCAL RULES FOR THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF CALIFORNIA, CIVIL LOCAL RULE 1 - 3 [hereinafter Civ. L. R.]. See also LEONARD B. SIMON ET AL., CALIFORNIA FEDERAL PRACTICE, LOCAL CIVIL RULES ANNOTATED, NORTHERN DISTRICT N-55 (2000).

(31) 一九九五年施行の旧民事地方規則の下における事件管理手続について、拙稿「カリフォルニア州北部連邦地方裁判所における民事司法改革の評価——連邦司法センターによる事件管理手続の評価を中心として——」国士館法学111号1頁以下（一九九九年）を参照。

(32) See LOCAL RULES FOR THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF CALIFORNIA, PATENT LOCAL RULE. カリフォルニア州北部地方裁判所における特許地方規則については、マーク・ヤハムトハシ博士（岐阜幸男訳）「アメリカ知的財産訴訟の特徴についての考察」判時一七二九号三頁（11001年）、および最高裁事務総局行政同監修「アメリカ、イギリス、ドイツ及びオランダにおける特許訴訟の実情」五九頁一六一頁（法曹会、11001年）を参照。

(33) ニの点については、拙稿・前掲注（31）国士館法学111号10頁を参照。

(34) 本裁判所から連邦裁判所への訴訟事件の移送と、それが如何に不服申立て手続についてさせ、see J. FRIEDENTHAL ET AL., CIVIL PROCEDURE 62-63 (2nd ed. 1993).

(35) 四民事地方規則16-1回の定める主任弁護士の会合協議義務についてさせ、拙稿・前掲注（31）国士館法学111号11頁を参照。

(36) See Committee Note on the Amendments to Federal Rules of Civil Procedure 26 (f), 192 F. R. D. 340, 393

(2000). See also FED. R. CIV. P. 26, Notes of Advisory Committee on 2000 Amendments, (LEXIS through changes received May, 2001).

(37) See Civ. L. R. 1 - 5 (n).

(38) いわゆる事件は、①行政記録に基づく審査請求、②人身保護令状の申立て、または刑事有罪判決もしくは刑の宣告を争うその他の手続の申立て、③合衆国、州、または州の部局の勾留にある者が提起する、弁護士を伴わない訴え、④行政召喚令状または罰則付召喚令状の執行または破棄を求める訴え、⑤合衆国が提起する、社会保険給付金(benefit payments)の返還を求める訴え、⑥合衆国が提起する、合衆国による保証されたステートメント・ローハの取立てを阻害する訴え、⑦他の裁判所の手続に付随する手続、⑧仲裁判断の執行を求める訴え、である。

(39) *See Committee Note on the Amendments to Federal Rules of Civil Procedure 26 (a), 192 F. R. D. 340, 386 (2000). See also FED. R. CIV. P. 26, Notes of Advisory Committee on 2000 Amendments, (LEXIS through changes received May, 2001).*

(40) *Ibid.*

(41) *Ibid.*

(42) *Ibid.*

(43) *See Civ. L. R. 16-2 (d) of 1995. See also DONNA STIENSTRA ET AL., REPORT TO THE JUDICIAL CONFERENCE COMMITTEE ON COURT ADMINISTRATION AND CASE MANAGEMENT, A STUDY OF THE FIVE DEMONSTRATION PROGRAMS ESTABLISHED UNDER THE CIVIL JUSTICE REFORM ACT OF 1990, 142 (FJC 1997). また、この規則は、拙稿・前掲注(31) 国士館法第111号「民事審理」の規則が、旧民事地方規則16-11(a)において定められた。*

(44) *See LOCAL RULES FOR THE UNITED STATES DISTRICT COURT FOR THE NORTHERN DISTRICT OF CALIFORNIA, ADR LOCAL RULE, [hereinafter ADR L. R.].*

(45) *See ADR L. R. 2-3.*

(46) 一九九五年施行の旧ADR地方規則におけるADRマルティ・オプションハートの内容、実施およびその評価については、拙稿「カリフォルニア州北部連邦地方裁判所における民事司法改革の評価——連邦司法センターによるADRおよびマルティ・オプションハートの評価を中心として——」国士館法第111号(1997年)を参照。

(47) いわゆる巡回の規定が、旧民事地方規則16-11(c)において定められた。

(48) いわゆる巡回の規定が、旧民事地方規則16-11(a)において定められた。

(49) *See also ADR L. R. 3-5.*

(50) したがって、1990年の改正連邦民事訴訟規則16条(一)項によれば、当事者の協議から一四日以内に、当事者は、裁判所に共同の事件管理書面を提出しなければならない。

(51) しかし、新地方規則16-10(d)によれば、「共同の」という部分が下線によって強調されており、したがって、後続の事件管理協議の前に、当事者が合意協議(または協議)を行つたが、予定やれどござりません。なお、森英明「アメリカ連邦地方裁判所における民事訴訟運営の実情——ミシガン東部、西部地区連邦地方裁判所での見聞を中心に」法曹会編『アメリカにおける民事訴訟の実情』一四六頁—一五〇頁(法曹会、一九九八年)は、「ミシガン東部地区連邦地方裁判所におけるスケジューリング・カンファレンスの内容、およびその運営を詳細に報告される。

(52) 予備尋問(voir dire)とは、陪審員に対し偏見または当事者や証人との関係の有無を確かめるため、当事者の訴訟代理人たる弁護士が行つ、口頭の質問からなる陪審選定の手続をさす。田中英夫編『英米法辞典』八九九頁(東大出版会、一九九一年)。

四 わが国における手続

以上、カリフォルニア北部地区連邦地方裁判所における、事件管理手続についての地方規則の改正について概観したが、最後に、いわゆるアメリカにおける訴訟手続と、わが国の訴訟手続との若干の比較検討を行つてみたい。その際、注目される点は、双方の手続が、早期の十分な争点および証拠の整理といれに基づく集中証拠調べを実施しているという点で、少ながらぬ類似性が存在する一方、またいくつかの重要な相違点も存在していることである。そこで、次に、双方の手続におけるいわゆる類似点と相違点とを検討してみることにする。

1 両手続の比較

最初に、カリフォルニア州北部地区連邦地裁では、原告による訴状の提出後、当事者間で会合協議（meet & confer）（または協議〔confer〕、連邦民訴規則）[六条（f）]項・地方規則一六一[1]）が行われ、この協議における議論に基づいて、裁判所に共同の事件管理書面（joint case management statement・地方規則一六一九）が提出される。その後、裁判所において初期事件管理協議（最初の事件管理協議、initial case management conference・地方規則一六一[1]〇（a））が開催される。裁判所は、この協議期日での当事者との協議に基づき、初期事件管理命令（最初の事件管理命令、initial case management order・地方規則一六一[1]〇（b））を発令する。その後、訴訟事件により、同様の後続する事件管理協議（subsequent case management conference・地方規則一六一[1]〇（c））が開催された後、最終審理前協議（final pretrial conference・連邦民訴規則）[六条（e）]項）が開催され、審理期日における争点および証人等の確認が行われ、この確認に基づいて審理前命令（pretrial order）が発令される。そして、事実審理が行われ、判決が言い渡される。

次に、わが国の民事訴訟法における第一審の典型的な手続の流れを概観してみるにすむ。まず、原告による訴状の提出後、裁判所により、当事者に対する口頭弁論前の参考事項の聴取が行われる（民訴規六一一条）。その後、主として訴訟事件の振分けのための第一回口頭弁論期日が開催される（民訴一二九条）。この最初の口頭弁論期日の指定は、特別の事由がある場合を除き、訴えが提起された日から三十日以内になされなければならない（民訴規六〇条二項）。この期日の後に、争点及び証拠の整理を目的とした弁論準備手続期日（民訴一六八条）等の争点整理手続が開催される（事件により数期日開催）。この手続の終了の際に、当事者と裁判所との間で、その後の証拠調べにおいて証明すべき事実の確認等（民訴一七〇条六項、一六五条一項）が行われる。そして、これらの事実について、集中

2 共通点および相違点

これら二つの訴訟手続を比較して、まず双方の手続の共通点として指摘できることは、双方の手続とも、当事者と裁判所が早期に会合して、争点整理を目的とした計画やその後の訴訟の進行計画について協議を行うことができるような制度を確立していることである。カリフォルニア州北部地区連邦地裁では、初期事件管理協議（最初の事件管理協議）において、裁判所と当事者との間で、ディスクロージャーやディスカヴァリの計画、および審理期日の設定等について、早期に議論が行われる。他方、わが国の民事訴訟法においても、提訴後三〇日以内に指定される、主として事件の振分けを目的とする第一回口頭弁論期日や、争点および証拠の整理を目的とする弁論準備手続を初めてとした争点整理手続、および主として審理計画の策定を目的とした進行協議期日が設けられ、これらの期日において、当事者と裁判所との間で早期の協議が行われる。このように、当事者と裁判所とができるだけ早期に協議を行うことができることを設けることと、争点整理やその後の訴訟進行等の計画についての、当事者間および当事者と裁判所間における早期の共通認識の形成を可能とし、ひいてはその後の訴訟全体の迅速な進行を可能とするものであり、極めて重要な意義を有するものといえよう。

これに対しても、双方の手続には、いくつかの相違点があることも事実である。まず第一に、カリフォルニア州北部

地区では、提訴後、裁判所での初期事件管理協議の前に、当事者間において会合協議（または協議）が行われる点で

ある。そして、この会合協議では、初期ディスクロージャーの計画、ディスカヴァリの計画、およびADRの利用等について、あらかじめ当事者間で協議がなされる。この当事者の会合協議義務は、一九九三年の改正連邦民事訴訟規則二六条（f）項において採用されたものであるが、これは一九九三年改正において最も成功を納めた改正の一つと位置づけられており、これを受けて二〇〇〇年の改正連邦民訴規則二六条（f）項は、地方規則による除外規定を削除し、この当事者の協議義務を強化して、すべての連邦裁判所が当事者に対しても会合協議（または協議）を義務付けることを要求している。⁽⁵⁵⁾ このような会合協議（または協議）が、当事者間ににおける早期の共通認識の形成を一層容易にすることは、いうまでもないであろう。これに対して、わが国の民事訴訟法では、提訴後、裁判所における第一次口頭弁論期日前（または争点整理手続期日前もしくは進行協議期日前）において、このような当事者による会合協議義務は要求されていない。⁽⁵⁶⁾ 第二に、これと関連して、カリフォルニア州北部地区では、当事者は、前述の会合協議における協議の結果を記載した共同の事件管理書面（および事件管理命令案）を作成し、これを裁判所に対して、初期事件管理協議期日の前に、あらかじめ提出することを義務づけられている。このような共同書面等の提出が、当事者間のみならず当事者と裁判所間ににおける共通認識の早期形成をより一層容易にすることは明らかであろう。これに対して、わが国の民訴法では、わずかに口頭弁論前の参考事項の聴取の制度（民訴規六一条）が存在するのみであり、十分なものとはいえないであろう。⁽⁵⁷⁾ 第三に、カリフォルニア州北部地区では、裁判所は、初期事件管理協議での当事者との協議の結果に基づき、事件管理命令を発令し、また最終審理前協議での当事者との協議に基づき、最終審理前命令を発令している点である。そして、当事者がこれらの命令に違反するときは、裁判所は制裁を課すことができるものとされている。他方、わが国の民訴法では、実務上、争点整理について注目すべき様々な工夫がなされており、また、争点整理終了段階での、証明すべき事実の確認または要約書面の提出（民訴一六五条一項・二項）、およ

びこれを前提とした説明義務の制度（民訴一六七条）がある。しかし、後者の説明義務の制度は、実務上は必ずしも十分に機能していないようである。⁽⁵⁸⁾ 第四に、カリフォルニア州北部地区では、提訴後の当事者間での会合協議や、裁判所における初期事件管理協議における協議事項の一つとして、当事者は、原則として何らかの方式のADRの利用を検討すべきものとしている点である（訴訟内ADR）。このような早期の事件管理手続とADR手続との統合は、民事紛争の迅速かつ低廉な解決を一層促進するであろう。これに対して、わが国では、訴訟の初期の段階での、当事者によるADR利用検討義務といった制度は存在しない。⁽⁵⁹⁾ 第五に、カリフォルニア州北部地区を初めとする連邦地方裁判所では、争点および証拠の整理に必要とされる重要な情報（および証拠）については、訴訟の初期の段階において、制裁を伴ったいわゆる広範囲なディスクロージャー（必要的開示）が行われるという点である。わが国の民訴法上これに類似する制度として、訴状提出の際の添付書類ならびに重要な書証の写しの添付（民訴規五五条一項・二項）、および答弁書における重要な書証の写しの添付（民訴規八〇条一項）等の制度が存在するが、制裁規定ではなく、またこれ以外にはもっぱら当事者による照会要求を前提とした当事者照会制度（民訴一六二条）や、当事者の申立てを前提とした文書提出命令の制度（民訴一二二条）等が存在するのみであり、争点および証拠の整理のための情報開示の範囲は、きわめて限定されているといわざるをえない。⁽⁶⁰⁾

このように、近時のアメリカにおける民事司法改革は、訴訟事件の迅速かつ低廉な解決を図るために、審理前の段階における争点整理や訴訟進行計画の策定について、裁判官による早期の積極的関与を進めると同時に、これらの事項に関する当事者の主体的関与を重視し、その責任をより強化するという方向にあるといえよう。⁽⁶¹⁾ そして、カリフォルニア州北部地区における民事司法改革について、連邦司法センターが行つた調査によれば、以上に指摘した当事者間での会合協議、当事者の共同書面の提出、裁判所による事件管理命令、訴訟内ADR、およびディスクロージャーの

諸制度は、裁判官および弁護士により、民事訴訟を一層迅速かつ低廉に解決するための方策として極めて高く評価されて⁽⁶⁴⁾いる。また、これらの諸方策は、11000年の連邦民事訴訟規則の改正や、連邦ADR法の制定により、一層強化される方向にある。このような近時のアメリカにおける民事司法の動向は、今後のわが国における民事司法改革が注すべき一つの方向性を示してくるところである。

(53) わが国の新民訴法とアメリカの民訴法との比較検討を行う文献として、大村雅彦「新民事訴訟法とアメリカ法」自由と正義四八号八六頁（一九九七年）を参照。

(54) 新法施行後二年の民事訴訟実務に関する評価については、東京地裁ほか「新民事訴訟法施行後の訴訟運営をめぐる懇談会（一）—（3）」判時一七三五号二二頁、一七三八号二二頁、一七四一号二二頁（11001年）に詳しく述べる。

(55) *See Committee Note on the Amendments to Federal Rules of Civil Procedure 26 (f), 192 F. R. D. 340, 392 (2000). See also Fed. R. Civ. P. 26, Notes of Advisory Committee on 2000 Amendments, (LEXIS through changes received May, 2001).*

(56) *See Committee Note on the Amendments to Federal Rules of Civil Procedure 26 (f), 192 F. R. D. 340, 392 (2000).*

(57) わが国的新民訴法における口頭弁論前の参考事項の聽取（民訴規六一条）の運用状況については、東京地裁ほか・前掲注（54）判時一七三五号一七一八頁、一九頁を参照。

(58) 実務における争点整理のための様々な工夫についてば、東京地裁ほか・前掲注（54）判時一七三五号二二二頁、回一七三八号二二二頁以下を参照。

(59) 東京地裁ほか・前掲注（54）判時一七三五号二二二頁一三三頁、回一七三八号二二二頁以下、および一三三頁一八頁を参照。

(60) 11001年六月に、司法制度改革審議会が内閣に提出した司法制度改革に関する最終意見書は、その一つとして、国民の期待に応える司法制度として、民事司法制度および刑事司法制度の改革を提案している。これらの提案には、民事裁判の充実・迅速化、専門的知見を要する事件への対応強化、知的財産権関係事件への総合的な対応強化等のほかに、裁判外の紛争

解決手段（ADR）の拡充・活性化が提案されている。

(61) *See Fed. R. Civ. P. 26 (a).*

(62) わが国の民事訴訟法において情報または証拠開示的機能を有する制度については、笠井正俊「民事訴訟における争点及び証拠の早期整理とディスクロージャー」論叢一四二卷一五六頁以下（一九九八年）が詳しい。

(63) アメリカ法におけるこのような方向について、大村・前掲注（53）田中と正義四八号八六頁は、「要するに、一方で、プライマリアル・カンファレンスを通じた争点整理への裁判官の積極的関与を奨励していく、他方で、当事者間での自治的争点整理への要求をますます鮮明にしたといえよう。このような改正の背景には、トライアル以前の段階ではアドヴァーサリ・システムの色彩を薄め、より協調的な訴訟態度を良しとする最近の考え方がある」と指摘される。また、森英明「アメリカ連邦地方裁判所における民事訴訟運営の実情——ミシガン東部・西部地区連邦地方裁判所での見聞を中心にして」法曹会編『アメリカにおける民事訴訟の実情』一六七頁（法曹会、一九九八年）は、ミシガン州西部地区における類型別事件管理（differentiated case management）の導入により、「裁判所の関与が深まつたからといって、必ずしも当事者側の役割が軽減、縮小したのではなく、むしろ責任や義務が強化された面もないわけではない。従って、類型別事件管理（DCM）は、裁判官（マジストレイトを含む）と弁護士の分業領域の変更というより、裁判官側の積極的関与による協業への移行と把握する方が妥当かもしけない」と指摘される。

(64) 連邦司法センターによるこれらの方策の評価については、拙稿・前掲注（6）国土館法学二〇号一五二頁以下、拙稿・前掲注（31）国土館法学二二号一一頁以下を参照。